

東品川在宅サービスセンター重要事項説明書

(令和7年4月1日版)

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話番号：03-5479-2946

担当者：伊藤 賢一、松園 弓枝 ・ご不明の点は何なりとお尋ねください。

2. 東品川在宅サービスセンターの概要

(1) 施設の概要

所在地：品川区東品川3丁目1番8号および5号

事業所番号：通常規模型通所介護

品川区介護予防・日常生活支援総合事業 1370900670

(併設型) 指定(介護予防) 認知症対応型通所介護 1370900670

送迎範囲：北品川・南品川・東品川

利用定員：通常規模型通所介護

品川区介護予防・日常生活支援総合事業 = 40名

(併設型) 指定(介護予防) 認知症対応型通所介護 12名

(2) 当サービスセンターの運営方針

①利用者がその有する能力に応じ、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持または向上を目指し、生活の質の確保及び向上を図ると共に、安心して日常生活を過ごすことが出来る様、居宅サービスまたは介護予防サービスまたは品川区介護予防・日常生活支援総合事業による通所サービスを提供することを目的とします。

②利用者やその家族の希望を伺い、在宅生活における課題が改善され、在宅生活の継続が図れるようにサービスの提供をいたします。

③利用者同士の交流を深めるため、各種のプログラムを実施します。

(3) 当サービスセンターの設備

クラブ室	2室 (1階)	食堂	1室 (1階)
リハビリ室	1室 (1階)	静養室	1室 (1階)
浴室	介助浴室・特殊浴室 (3階) 個浴 (デイルーム内)	その他	喫茶コーナー、ロビー (1階) デイルーム「なごみ」

(4) 職員体制

①職種別

通所介護事業	通常規模型通所介護 品川区介護予防・日常生活支援総合事業	併設型指定介護予防認知症対応型通所介護 併設型指定認知症対応型通所介護
管理者	専ら管理職務に従事する常勤 1 名	専ら管理職務に従事する常勤 1 名
生活相談員	提供日ごとに、(生活相談員のサービス提供時間内の勤務時間数の合計)÷(サービスを 提供している時間帯の時間数)が1以上となるための必要数	
介護職員	専ら当該指定通所介護の提供にあたる介護 職員が利用者の数が15人までは1以上、 15人を超える部分の利用者数を5で割っ た数に1を加えた数以上	専ら当該指定通所介護の提供にあたる介護 職員または看護職員が2名以上
看護職員	専ら当該指定通所介護の提供にあたる看護 職員 1 以上	
機能訓練指導員	1 以 上	

②サービス提供別

- ・通常規模型通所介護サービス提供時間帯 9:00～17:00
職員体制 看護・介護職員等 7名
※看護職員は機能訓練サービスと兼務の場合あり。
※送迎サービス提供時間帯を除く職員体制です。
- ・品川区総合事業サービス提供時間帯 9:00～17:00
職員体制 看護・介護職員等 7名
※介護・看護職員は通常規模型通所介護と兼務。
※送迎サービス提供時間帯を除く職員体制です。
- ・併設型指定認知症対応型通所介護サービス提供時間帯 9:00～17:00
職員体制 看護・介護職員等 2名
※送迎サービス提供時間帯を除く職員体制です。
- ・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護サービス提供時間帯 9:00～17:00
職員体制 看護・介護職員等 2名
※管理者・介護・看護職員は認知症対応型通所介護 ii と兼務。
※送迎サービス提供時間帯を除く職員体制です。
- ・給食サービス提供時間帯 11:50～12:45
職員体制 看護・介護職員等 6名以上
※通常規模型・品川区総合事業・（介護予防）認知症対応型・給食サービス及び入浴サービス等の職員体制と兼務でサービスを提供。
- ・機能訓練サービス提供時間帯 9:30～11:30・13:30～15:30
職員体制 機能訓練有資格者（PT・柔道整復師等）1名
※上記のサービス提供時間帯で2時間以上
看護・介護職員等 2名
※看護職員は通常規模型通所介護と兼務の場合あり。
- ・入浴サービス提供時間帯 9:30～11:30・13:30～17:00
職員体制 介助浴＝中介助 介護職員1名・外介助 介護職員1名
特別浴＝中介助 介護職員1名・外介助 介護職員1名
※特別浴はチェアインバスを2台使用してサービスを提供。
- ・送迎サービス提供時間帯 8:45～10:30・15:45～17:30
職員体制 マイクロバス（1台）＝運転職員1名・添乗職員1～2名
ワゴン車 （1台）＝運転職員1名・添乗職員1名
※マイクロバス1台・ワゴン車4台を使用してサービスを提供。
※通常規模型・品川区総合事業・（介護予防）認知症対応型及び入浴サービスの職員体制と兼務でサービスを提供。

3. 事業実施日及び時間

- ☆月曜日～土曜日 午前9時～午後5時30分
- ☆休業日 日曜日・年末年始・施設長の指定日（悪天候等）

4. サービス内容

通所介護計画に基づいて、送迎・食事提供・排泄介助・入浴介助・機能訓練・生活相談、その他必要な介護・介助をいたします。

なお、通所介護計画は利用者お一人ごとに、利用者をはじめご家族と相談しながら、作成いたします。サービス内容の詳細につきましては、通所介護計画をご確認下さい。

5. サービスご利用に当たっての留意事項

・送迎時間

利用される曜日によっては、若干の時間の変更があることが考えられます。その場合には、事前にお知らせいたします。なお、交通事情により、運行に遅延の出る場合が考えられますが、ご了承下さい。

・体調の確認とサービスの中止

利用当日の体調確認を施設到着後に致します。当日の体調によっては、サービス内容の変更又は止むを得ない場合には、サービス提供の中止をすることがあります。状況によっては、緊急連絡先へ連絡させていただきます。

・食事のキャンセル

利用される前日にご連絡くださるようお願いいたします。

・利用時間の変更

送迎等サービス内容の変更が必要になる場合がありますので、利用される前日にご連絡下さいますようお願いいたします。

・総合事業利用の際、悪天候等でやむを得ず、サービス提供を中止する場合がありますが、請求の際、日割り計算は行わず通常通り月まとめでのご請求とさせていただきます。

6. 通所介護（デイサービス）利用に伴う費用負担

介護保険法に基づいて通所介護（デイサービス）を利用された場合は、以下のような費用を利用された方に負担していただくことになります。この場合、利用者の要介護度によって、「基準額」が異なります。または品川区介護予防・日常生活支援総合事業にあっては、品川区が定める次のような費用を利用された方に負担して頂くことになります。

7. キャンセル料

利用者のご都合で利用を中止される場合は、必ずご連絡ください。ご連絡がない場合は、以下のキャンセル料をいただきます。

★ 送迎車が発出するまでにご連絡がない場合…………… 1日当たりの基準額の50%

※品川区総合事業は除きます。

ただし、利用者の急病・ご家庭での緊急事態等の場合は、必ずその旨お申し出ください。

★利用日当日9時までに「お休み」のご連絡を頂けない場合……………食事代全額

8. 利用料のお支払い方法

利用者は、当月の利用料金を翌月の25日までに、利用契約の時に決めた方法でお支払い頂きます。まとめて支払うことが困難な利用者については、利用日ごとにお支払い出来ますので、その旨お申し出ください。お支払いいただいた時は、領収書を発行いたします。

9. サービス提供の終了

以下の場合、サービスの提供を終了し解約となります。

- (1) 利用者がサービスの終了を希望する場合は、1週間前までに文書でお申し出下さい。
- (2) 当センターの都合でサービスの提供が出来なくなった時には、1ヶ月前までに文書でご通知いたします。
- (3) 利用者が施設に入所した場合、死亡された場合は自動的に終了いたしますが、その旨ご連絡ください。

- (4) 利用者の要介護及び要支援認定が「非該当」（自立）と認定された場合は、現在の認定期間の終了日をもって、サービス提供が終了いたします。この場合、継続してサービスを希望される場合は、職員にお申し出下さい。
- (5) 当センターが、正当な理由もなくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、利用者および利用者の家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合は、利用者は文書で解約の通知をすることにより、ただちにサービスの利用を終了する事が出来ます。
- (6) 利用者が、サービスの利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、15日以内に支払われない場合、また、利用者が、正当な理由なくサービスの提供を受けることを中止した場合、利用者が入院又は病気等で1ヶ月以上にわたって、サービスが利用できないことが明らかになった場合、および利用者や利用者の家族が、当センターや当センターの従業者に対して本契約を継続しがたい程の背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、ただちに契約を終了させていただきます。
なお、病気が回復し、再びサービスの利用を希望される場合は、担当の介護支援専門員にご相談ください。

10. 非常災害対策

- ・ 災害時の対応……………職員の指示に従って行動してください。
- ・ 防災設備……………消火器、消火栓、避難路、地震時の転倒防止策、非常用放送設備などが施されています。
- ・ 防災訓練……………定期的に避難訓練等の防災訓練を実施していますので、ご協力をお願いいたします。
- ・ 火元責任者……………在宅課主任 松園 弓枝

11. サービスに対する相談 ・ 苦情等の窓口

<当センターの窓口>

月曜日 ～ 土曜日 9:00～17:30

- ・ 担当者：松園弓枝 電話番号：03-5479-2946

※なお、当センターの相談・苦情解決責任者は東品川在宅サービス施設長が担当します。

<当センター以外の窓口>

- ・ 品川区高齢者福祉課支援調整係 電話番号：03-5742-6728
- ・ 東京都介護保険相談窓口 電話番号：03-5320-4597
- ・ 東京都国民健康保険団体連合会（サービスに関する事項）

電話番号：03-6238-0177

※第三者評価の実施有無 無

【 重要事項説明書 別紙 】

◆介護予防・日常生活支援総合事業（品川区の被保険者について適用します。）

①予防通所事業【基本部分】

サービスの内容 (1月あたり)	基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担額 (=基本利用料 の1割) ※(注2)参照	利用者負担額 (=基本利用料 の2割) ※(注2)参照	利用者負担額 (=基本利用料 の3割) ※(注2)参照
予防通所事業Ⅰ 1週間に1回の介護予防通所介 護相当が必要とされた場合	13,319円	1,332円	2,664円	3,996円
予防通所事業Ⅱ 1週間に2回の介護予防通所介 護相当が必要とされた場合	26,923円	2,693円	5,385円	8,077円

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額				
		基本利用料	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)	
送迎加算	必要により送迎を行った場合 (片道1回につき) (予防通所事業Ⅰのとき1月10回まで) (予防通所事業Ⅱのとき1月20回まで)	512円	52円	103円	154円	
入浴加算	必要により入浴サービスを提供した場合 (1回につき) (予防通所事業Ⅰのとき1月4回まで) (予防通所事業Ⅱのとき1月8回まで)	545円	55円	109円	164円	
サービス提供体制 強化加算Ⅱ※	品川区介護予防・日常生活支援事業実施要綱において当該加算の体制・人材要件を満たす場合(1月につき)	784円	79円	157円	236円	
介護職員等処遇 改善加算相当※	品川区介護予防・日常生活支援事業実施要綱において当該加算の算定要件を満たす場合 (1月につき)	予防通所事業Ⅰ	1,689円	169円	338円	507円
		予防通所事業Ⅱ	3,379円	338円	676円	1,014円
虐待防止未規定・ BCP未策定減算	虐待防止措置と業務継続計画が未策定の場合	予防通所事業Ⅰ	-130円	-13円	-26円	-39円
		予防通所事業Ⅱ	-272円	-28円	-55円	-82円
虐待防止未規定・ BCP未策定減算 (人欠・定超)	虐待防止措置と業務継続計画が未策定でかつ人員基準を満たしていない、定員超過している場合	予防通所事業Ⅰ	-98円	-10円	-20円	-30円
		予防通所事業Ⅱ	-196円	-20円	-40円	-59円

(注) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

②いきいき活動支援プログラム

サービスの内容 (1月あたり)	基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担額 (=基本利用料 の1割) ※(注2)参照	利用者負担額 (=基本利用料 の2割) ※(注2)参照	利用者負担額 (=基本利用料 の3割) ※(注2)参照
いきいき活動支援 プログラムⅠ 1週間に1回のいきいき活動支援 プログラムが必要とされた場合	4,926円	493円	986円	1,478円
いきいき活動支援 プログラムⅡ 1週間に2回のいきいき活動支援 プログラムが必要とされた場合	8,763円	877円	1,753円	2,629円

(注1) 上記の基本利用料は、品川区で定める金額です。なお、金額の改定があった場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

◆指定通所介護（通常規模型通所介護 ※都市加算：単位×10.90）

介護保険対象額	提供時間	介護度	報酬単位	サービス費用	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)
	3時間以上 4時間未満	要介護1	370単位	4,033円	404円	807円	1,210円
		要介護2	423単位	4,610円	461円	922円	1,383円
		要介護3	479単位	5,221円	523円	1,045円	1,567円
		要介護4	533単位	5,809円	581円	1,162円	1,743円
		要介護5	588単位	6,409円	641円	1,282円	1,923円
	4時間以上 5時間未満	要介護1	388単位	4,229円	423円	846円	1,269円
		要介護2	444単位	4,839円	484円	968円	1,452円
		要介護3	502単位	5,471円	548円	1,095円	1,642円
		要介護4	560単位	6,104円	611円	1,221円	1,832円
		要介護5	617単位	6,725円	673円	1,345円	2,018円
	5時間以上 6時間未満	要介護1	570単位	6,213円	622円	1,243円	1,864円
		要介護2	673単位	7,335円	734円	1,467円	2,201円
		要介護3	777単位	8,469円	847円	1,694円	2,541円
		要介護4	880単位	9,592円	960円	1,919円	2,878円
		要介護5	984単位	10,725円	1,073円	2,145円	3,218円
	6時間以上 7時間未満	要介護1	584単位	6,365円	637円	1,273円	1,910円
		要介護2	689単位	7,510円	751円	1,502円	2,253円
		要介護3	796単位	8,676円	868円	1,736円	2,603円
		要介護4	901単位	9,820円	982円	1,964円	2,946円
		要介護5	1,008単位	10,987円	1,099円	2,198円	3,297円
	7時間以上 8時間未満	要介護1	658単位	7,172円	718円	1,435円	2,152円
		要介護2	777単位	8,469円	847円	1,694円	2,541円
		要介護3	900単位	9,810円	981円	1,962円	2,943円
		要介護4	1,023単位	11,150円	1,115円	2,230円	3,345円
		要介護5	1,148単位	12,513円	1,252円	2,503円	3,754円
入浴介助加算(Ⅰ)【1日】			40単位	436円	44円	88円	131円
中重度者ケア体制加算【1日】			45単位	490円	49円	98円	147円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)※ 【1日】			18単位	196円	20円	40円	59円
事業所が送迎を行わない場合の減算 【片道】			－47単位	－512円	－52円	－103円	－154円
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) ※【1月】			所定単位数の9.0%を加算				

（注）※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

◆介護予防認知症対応型通所介護費＋認知症対応型通所介護費Ⅰ ii（併設型）
（地域密着型サービス）及び利用者負担額（都市加算：単位×11.10）

介護 保険 対象 額	提供時間	介護度	報酬単位	サービス費用	利用者負担額（1割）	利用者負担額（2割）	利用者負担額（3割）
	5時間以上 6時間未満	要支援1	667単位	7,403円	741円	1,481円	2,221円
		要支援2	743単位	8,247円	825円	1,650円	2,475円
		要介護1	771単位	8,558円	856円	1,712円	2,568円
		要介護2	854単位	9,479円	948円	1,896円	2,844円
		要介護3	936単位	10,389円	1,039円	2,078円	3,117円
		要介護4	1,016単位	11,277円	1,128円	2,256円	3,384円
		要介護5	1,099単位	12,198円	1,220円	2,440円	3,660円
	6時間以上 7時間未満	要支援1	684単位	7,592円	760円	1,519円	2,278円
		要支援2	762単位	8,458円	846円	1,692円	2,538円
		要介護1	790単位	8,769円	877円	1,754円	2,631円
		要介護2	876単位	9,723円	973円	1,945円	2,917円
		要介護3	960単位	10,656円	1,066円	2,132円	3,197円
		要介護4	1,042単位	11,566円	1,157円	2,314円	3,470円
		要介護5	1,127単位	12,509円	1,251円	2,502円	3,753円
	7時間以上 8時間未満	要支援1	773単位	8,580円	858円	1,716円	2,574円
		要支援2	864単位	9,590円	959円	1,918円	2,877円
		要介護1	894単位	9,923円	993円	1,985円	2,977円
		要介護2	989単位	10,977円	1,098円	2,196円	3,294円
		要介護3	1,086単位	12,054円	1,206円	2,411円	3,617円
		要介護4	1,183単位	13,131円	1,314円	2,627円	3,940円
		要介護5	1,278単位	14,185円	1,419円	2,837円	4,256円
入浴介助加算（Ⅰ）【1日】			40単位	444円	45円	89円	134円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 【1日】			18単位	199円	20円	40円	60円
事業所が送迎を行わない場合の減算 【片道】			-47単位	-521円	-53円	-105円	-157円
個別機能訓練加算（1日）			27単位	299円	30円	60円	90円
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） ※【1月】			所定単位数の17.4%を加算				

（注）※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

◆品川区との年度協定に基づくサービス

①障害者サービス（介護保険に該当しない障害者の方）

通常規模型通所介護における要介護1と判定された利用者に対する通所介護サービスと同等のサービス提供を行います。次に定める利用者負担額をご請求させていただきます。

項 目	サービスに要する費用	介護報酬相当額	利用者負担額
3時間以上、4時間未満	4,033円	3,629円	363円
4時間以上、5時間未満	4,229円	3,806円	381円
5時間以上、6時間未満	6,213円	5,591円	560円
6時間以上、7時間未満	6,365円	5,728円	573円
7時間以上、8時間未満	7,172円	6,454円	646円
8時間以上、9時間未満	7,292円	6,562円	657円
入浴介助加算	436円	392円	44円

②短時間サービス

介護報酬対象とならない1時間程度および2時間程度の通所介護サービスについてご利用があった場合は、次に定める費用をご請求させていただきます。

入浴サービスのご利用があった場合	1回につき 400円
リハビリサービス利用の場合	1回につき 250円

◆共通実費利用者負担額

実 費 負 担	食事代・訪問食事サービス 食事サービス（単独給食）	（食材費＋調理諸経費）	1回	700円
	おやつ等		1回	50円
	クラブ作品代	必要時負担金額をご連絡致します。		

- ・利用時間数によって、金額が異なります。
上記の表は、1日の利用時間ごとの料金表となっております。その他の利用時間については担当職員にお尋ねください。
- ・その他：個人が製作する手芸作品、スケッチブック、半紙等は実費で全額自己負担となります。

※介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、法定代理受領が出来なくなる場合があります。その場合は、施設に介護保険の1日当たりの基準額（加算分を含めて）をお支払いいただき、「サービス提供証明書」をお受け取りください。
「サービス提供証明書」を後日、品川区の介護保険担当窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けることが出来ます。

私は、東品川在宅サービスセンターを利用するにあたり、職員よりこの重要事項説明書に基づき説明を受けたことを確認し同意します。尚、この一通を受領しました。

令和 年 月 日

<利用者>

住所・電話

氏名

<利用者代理人>

住所・電話

氏名